

種類	届出先		提出書類等	届出期間	問合せ・相談窓口	交付内容	
死亡届	死亡地、本籍地、住所地の市区町村窓口 (24時間受付)		死亡届、 医師の死亡診断書(死体検案書)、 届出人の印鑑(葬儀社の手続き代行も可)	死亡の事実を知った日から 7日以内(国外で死亡した時は、その事実を知った日から3ヶ月以内)	各市区町村 戸籍担当窓口		
健康保険	国民健康保険	本人	住所地の市区町村 国民健康保険担当窓口	保険証の返還(書き替え) 葬祭費の請求(葬儀の領収書、印鑑、 振り込み口座番号等が必要)	速やかに 2年以内	各市区町村国民健康 保険担当窓口	埋葬料(3~7万円) ※市区町村によって異なる
	社会保険・ 共済保険	本人	勤務先又は 管轄の社会保険事務所	保険証の返還(書き替え) 埋葬料の請求(印鑑、住民票等が必要 な場合もある)	5日以内(原則) 2年以内	勤務先又は管轄の 社会保険事務所	埋葬料(5万円) ※埋葬料は、5万円の 範囲内で埋葬にかか った費用を支給
		家族		保険証の書き替え 埋葬料の請求	速やかに 2年以内		
労働保険	労災保険		勤務先又は 管轄の労働基準監督署	遺族補償年金、遺族補償一時金、葬 儀料等の請求	5年以内(一部2年以 内のものもある)	勤務先又は管轄の 労働基準監督署	条件により、遺族補償年金、 遺族補償一時金、葬祭料等
住民票	住民票の抹消			通常は死亡届により住民票が抹消さ れる	死亡届提出後1~2 週間で手続き完了		
	世帯主の変更		住所地の市区町村 住民登録担当窓口	世帯主変更届 (世帯主が死亡した場合に必要となり ます。ただしその世帯に属している人が1 名以下になってしまった場合は必要あり ません。)	14日以内(原則)	各市区町村 住民登録担当窓口	
年金	国民年金	加入者の 場合	住所地の市区町村 国民年金担当窓口	年金手帳の返還 遺族基礎年金、寡婦年金、死亡一時 金等の請求	死亡一時金は2年 以内 その他は5年以内	各市区町村 国民年金担当窓口	条件により遺族基礎 年金、寡婦年金、死 亡一時金等
		受給者の 場合		年金証書の返還 未受給年金等の請求	14日以内(原則)		未受給年金
	厚生年金・ 共済年金	加入者の 場合	勤務先又は 管轄の社会保険事務所	年金手帳の返還、遺族厚生年金等の 請求	5日以内	勤務先又は管轄の 社会保険事務所	条件により遺族厚生 年金等
		受給者の 場合	管轄の社会保険事務所	年金証書の返還 未受給年金等の請求	10日以内(原則)	管轄の社会保険事 務所	条件により未受給年金 等
税金	所得税		勤労者の場合は勤務先 その他は税務署	準確定申告(生命保険の領収書など、個々 の条件により異なる。扶養家族の死亡の場 合は医療控除の対象となることもある。)	4ヶ月以内 (医療控除は5年 以内)	勤務先又は管轄の 税務署	医療控除の場合は 還付金
	相続税		管轄の税務署	遺産分割協議書等条件により異なる。	10ヶ月以内	管轄の税務署	
銀行貯金 (相続・名義変更)		取引銀行		・貯金者の死亡を知った時点で口座が閉 鎖される ・葬儀費用等の引き出しには、法定相続 人全員の戸籍謄本、故人の戸籍謄本又 は除籍謄本法定相続人全員の印鑑証明 書、葬儀費用見積書等が必要 ・解約は、相続関係届出書(法定相続人 の連署)により可能である	速やかに	取引銀行 総合案内窓口	
郵便貯金		郵便局窓口		銀行貯金に準ずる	速やかに	郵便局案内窓口	
生命保険	民間会社の保険 (団体扱いは所 属団体へ)		取引会社の営業窓口	保険金の請求(保険証書、死亡診断書、 戸籍謄本、受取人の戸籍謄本、印鑑証明、 入院給付金がある場合は入院証明書、印 鑑等条件により手続きが異なる。)	3年以内が多い (原則2年以内)	取引会社の相談窓口	保険金
	郵便局		郵便局窓口	同上	5年以内	郵便局案内窓口	保険金

- (1) この表はあくまでも参考資料ですので、実際に、手続きを行う際は必ず「問い合わせ・相談窓口」に、手続きの方法及び提出書類等を問い合わせの上、手続きを行って下さい。
- (2) 提出期間に「(原則)」とあるものは、法令により定められている期間ですが、実際にこの期間内に提出することは困難ですので、期間を多少過ぎて提出しても差し支えないものです。